

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和6年度第1回）について

令和6年8月19日

内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2、別紙3のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

（1）新規… 31件 （申請団体数：3県、28市町村）

（2）変更… 78件 （申請団体数：5府県、73市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間、寄附の金額の目安 等

今回の認定により、令和6年8月19日現在で効力のある認定計画数は1,730計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記2.の認定団体数とは一致しません。）。

2. 認定団体数

今回、新規計画の認定を受けた団体は3県、28市町村です。

今回の認定により、令和6年8月19日現在で効力のある認定計画を有する団体は1,659団体（46道府県、1,613市町村）となります。

区分	令和6年8月19日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合（①）（※）		（参考） 令和6年4月1日現在 （令和5年度第3回認定後） で効力のある認定計画を 有する団体数（②）	（参考） 増加（①－②）
道府県	46	100%	46	—
市町村	1,613	95.2%	1,598	15
計	1,659	95.3%	1,644	15

※制度の対象外となる団体を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和6年度第2回の認定に向けた申請の受付は、令和6年9月頃を予定しています。

● 添付資料

- ・ 別紙 1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙 2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL: 03-6257-1421

(別紙 1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和 6 年 8 月 19 日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道 府 県 分	市 町 村 分	合 計	
北海道	1	173	174	96.6%
青森県	1	38	39	95.0%
岩手県	1	31	32	93.9%
宮城県	1	35	36	100.0%
秋田県	1	24	25	96.0%
山形県	1	32	33	91.4%
福島県	1	50	51	84.7%
茨城県	1	44	45	100.0%
栃木県	1	24	25	96.0%
群馬県	1	35	36	100.0%
埼玉県	1	58	59	98.3%
千葉県	1	50	51	98.0%
東京都		17	17	58.6%
神奈川県	1	26	27	96.3%
新潟県	1	30	31	100.0%
富山県	1	15	16	100.0%
石川県	1	19	20	100.0%
福井県	1	15	16	88.2%
山梨県	1	27	28	100.0%
長野県	1	58	59	75.3%
岐阜県	1	41	42	97.6%
静岡県	1	35	36	100.0%
愛知県	1	53	54	98.1%
三重県	1	27	28	93.1%

	令和 6 年 8 月 19 日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道 府 県 分	市 町 村 分	合 計	
滋賀県	1	19	20	100.0%
京都府	1	25	26	96.2%
大阪府	1	42	43	97.7%
兵庫県	1	40	41	97.6%
奈良県	1	39	40	100.0%
和歌山県	1	29	30	96.7%
鳥取県	1	18	19	94.7%
島根県	1	18	19	94.7%
岡山県	1	27	28	100.0%
広島県	1	22	23	95.7%
山口県	1	19	20	100.0%
徳島県	1	24	25	100.0%
香川県	1	16	17	94.1%
愛媛県	1	20	21	100.0%
高知県	1	31	32	91.2%
福岡県	1	58	59	96.7%
佐賀県	1	19	20	95.0%
長崎県	1	21	22	100.0%
熊本県	1	45	46	100.0%
大分県	1	17	18	94.4%
宮崎県	1	26	27	100.0%
鹿児島県	1	42	43	97.7%
沖縄県	1	39	40	95.1%
合計	46	1,613	1,659	95.2%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和6年度第1回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
青森県	青森県
秋田県	大館市、五城目町
茨城県	水戸市
栃木県	高根沢町
群馬県	安中市
千葉県	長柄町
東京都	東久留米市、西東京市
石川県	羽咋市
福井県	敦賀市
静岡県	焼津市
愛知県	弥富市、大口町
三重県	紀北町
大阪府	和泉市、豊能町
島根県	西ノ島町
岡山県	吉備中央町
広島県	海田町
徳島県	徳島県
高知県	高知県、奈半利町
福岡県	大牟田市
長崎県	西海市
熊本県	人吉市、あさぎり町
宮崎県	高原町
鹿児島県	中種子町
沖縄県	東村、嘉手納町

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和6年度第1回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	旭川市、北見市、岩見沢市、芦別市、登別市、共和町、小清水町
青森県	青森県
宮城県	岩沼市
秋田県	大館市、由利本荘市、大仙市、三種町
山形県	米沢市、最上町
茨城県	水戸市、鹿嶋市、潮来市
栃木県	大田原市
群馬県	安中市
埼玉県	川越市、秩父市、草加市、松伏町
千葉県	流山市
東京都	稲城市、西東京市
富山県	魚津市
石川県	金沢市、羽咋市
福井県	敦賀市、鯖江市、越前市
山梨県	笛吹市
長野県	松川町、下條村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	郡上市
静岡県	浜松市、磐田市、焼津市、藤枝市、小山町
愛知県	田原市、弥富市
大阪府	大阪府、大阪市、枚方市、松原市、東大阪市、泉南市
兵庫県	小野市
奈良県	橿原市、五條市
和歌山県	かつらぎ町
鳥取県	鳥取県、湯梨浜町

岡山県	岡山市、吉備中央町
広島県	竹原市
徳島県	徳島県、阿波市
香川県	観音寺市
愛媛県	東温市
高知県	高知県
佐賀県	小城市
長崎県	西海市
熊本県	人吉市、玉名市、あさぎり町
大分県	佐伯市
宮崎県	高原町、都農町、高千穂町
鹿児島県	西之表市、南種子町

●個別計画(特定の事業を記載した計画)の認定団体

地方公表団体名	地域再生計画名
大阪府泉大津市	農山村地域との連携から生まれる「食を軸とした健康」事業による子育て世代への魅力向上計画

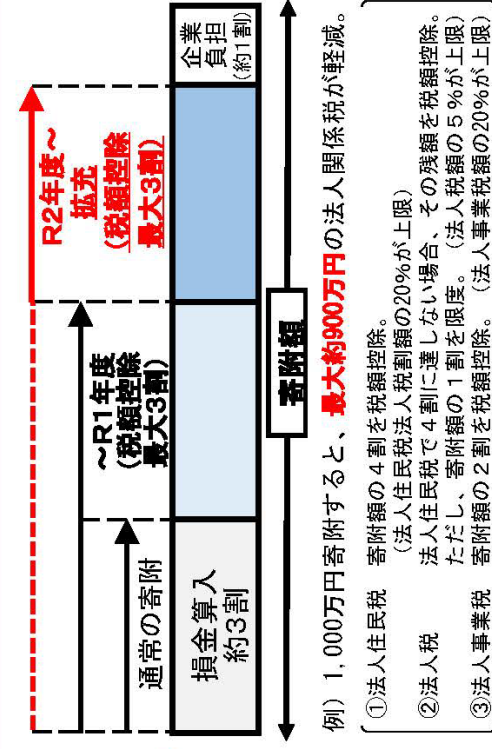
企業版ふるさと納税

参考

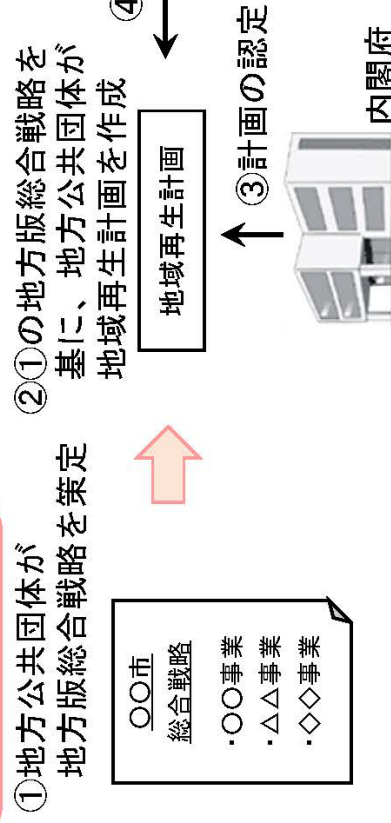
地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ① 不交付団体である東京都
 - ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,613市町村(令和6年8月19日時点)